

令和7年度第2回葛飾区子どもの権利委員会 議事録

I 日時：令和8年3月27日（金）午前10時～

II 場所：葛飾区役所新館5階 庁議室

III 出席者

1【出席委員11人】

佐藤（ま）委員長、永野委員、佐藤（あ）委員、天羽委員、江良委員、荻原委員、清野委員、塩成委員、高沢委員、中野委員、高荷委員

2【欠席委員1人】

本木委員

3【事務局】

子育て支援部長、児童相談部長、子育て政策課長兼務子ども・若者担当課長、児童相談課長、教育指導課長、他担当職員

4【傍聴者6人】

IV 次第

1 開会

2 議事

（1）子どもの権利擁護事業の取組状況について【資料1】

子ども・若者の意見を反映させるための取組【別紙1】

児童育成支援拠点事業の実施について【別紙2】

（2）子どもの参画における新たな取組について【資料2】

3 閉会

V 配付資料

【資料1】子どもの権利擁護事業の取組状況について

【別紙1】子ども・若者の意見を反映させるための取組

【別紙2】児童育成支援拠点事業の実施について

【資料2】子どもの参画における新たな取組について

【参考資料】意見一覧

VI 議事要旨

1 開会

委員長

・区のHP掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達する。

事務局

- ・傍聴人に注意事項を伝達する。
- ・委員の出欠状況について報告し、会議開催の定足数に達している旨伝達する。
- ・Web 会議併用開催の注意事項を伝達する。

2 議事

(1) 子どもの権利擁護事業の取組状況について

委員長

それでは、議事に入ります。

議事（1）葛飾区子どもの権利擁護事業の取組状況についてです。

事務局から説明願います。

事務局

《資料1 説明》

委員長

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

佐藤（あ）委員

地区別の子どもの権利に関する取組が進んでいることについて、大変心強く感じております。ぜひ今後も継続して取り組んでいただきたいと思います。

初めに、こえポスについて質問があります。

実際に子どもたちが投稿する画面を確認すると、お約束の箇所に「いたずらや悩み事には対応できません」と記載されています。この点について、なぜそのような表現となっているのか気になります。

子どもの権利に関する悩みは、子どもたち自身にとって非常に身近な問題であると思いますので、「悩み事には対応できない」と記載されていることで、子どもたちが残念な思いをしたり、相談することをためらったりすることがないか気になっています。

また、前回もお伺いしたかと思いますが、こえポスに投稿した内容について、回答は希望するものの、その内容を公開してほしくない考える子どもたちも一定数いるのではないかと考えています。フィードバックとの関係で難しい部分があることは理解しておりますが、その辺りについて今後どのように対応していくのかお伺いしたいと思います。

次に、子ども・若者の意見を反映する取組についてです。

資料に掲載されている児童相談所の取組の中でも、特に援助方針会議へ子どもが参加する取組は大変意義のあるものだと感じました。そこで、この取組について、もう少し具体的な内容をお聞かせいただきたいと思います。

また、実際に実施してみて見えてきた課題や、今後改善していく必要があると感じている点につい

ても教えていただければと思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

こえポスについてご回答させていただきます。

初めに、こえポスの入力フォームに「悩み事には対応できません」と記載している理由についてです。こえポスに寄せられた子どもたちの声は、区に直接届く仕組みとなっております。しかし、個人情報の入力を求めているため、区から投稿した子どもに対して個別に返信することができません。そのため、個人に関する深刻な悩み事が寄せられた場合には適切な対応ができないことから、入力フォーム上で、悩み事の相談は受け付けていない旨を案内しております。

一方で、区ホームページには、子どもがインターネットを通じて相談や意見表明を行うことができる窓口を設けております。実際に悩み事があるお子さんについては、そちらのサイトから氏名や連絡先を入力していただいた上で相談していただく仕組みとなっております。このように、ホームページ上では、こえポスと相談窓口を分けて運用しているところでございます。

次に、回答を希望しない場合の対応についてです。

現時点では、回答を希望しない方に対して特別な対応は行っておりません。こえポスに寄せられる意見は、比較的要望に関する内容が多く、区としても何らかの形でフィードバックを行った方がよいと考えられるものが多いと認識しております。

一方で、学校名や個人が特定されるおそれのある内容が含まれる場合もあります。そのような場合には、区において個人が特定できる情報を削除した上で回答するよう配慮しております。

このような運用を行っておりますが、回答を希望しないケースへの対応については、今後どのような方法が考えられるかも含め、引き続き検討してまいりたいと考えております。

児童相談課長

児童相談所における援助方針会議への子どもの参加についてのご質問にお答えいたします。

今年度は、まだ1回のみではありますが、一時保護中の児童に援助方針会議へ参加していただいた事例がございました。参加に当たっては、本人に関する支援方針について、大人がどのようなことを考えているのかを本人にも知ってもらい、納得してもらうことが大切であるとの考えから、担当児童福祉司や所長を含めて検討し、参加していただくことといたしました。実施後の振り返りとしては、結果的に実施して良かったと考えております。

一方で、会議の中では児童が感情的になる場面もありました。その際には、一時保護所長から「無理に話をしなくてもよい」と声を掛けるなど、本人の負担に配慮しながら進行いたしました。また、職員からは、子どもが自分の意見をしっかりと伝える姿に感銘を受けたという声もありました。

その他にも、子どもの意見を聞こうとするあまり質問が多くなってしまった面もあり、進め方については今後の課題もあると認識しております。

今後も必要に応じて、このような取組を進めていくことが大切であると考えております。そのため、職員向けの参加型援助方針会議に関する研修なども実施してまいりたいと考えております。

ただし、先ほど申し上げたように、会議の場面によっては子どもの負担も生じますので、年齢や理解力、置かれている状況等を十分踏まえながら実施していく必要があると考えております。

私どもとしては、今回の取組を通じて、子どもから多くのことを学ばせていただいたと認識しております。今回の経験を今後の取組に生かしながら、子どもの参加の在り方について引き続き検討してまいりたいと考えております。

佐藤（あ）委員

ありがとうございます。

初めに1点目の、こえポスについてです。

回答を希望している一方で、公開は希望しない子どもたちもいるのではないかと感じております。そのため、個別の状況に対してどこまで回答できるのかという課題はありますが、何らかの配慮ができる仕組みが整うと、より良いものになると思います。

また、援助方針会議等への子どもの参加についてですが、子どもたちの成長や主体的な参加につながる取組として、引き続き進めていただきたいと考えております。

一方で、子どもたちの負担についても十分に考慮する必要があります。例えば、アドボケイトに同席してもらうことや、会議に直接参加するだけでなく手紙などによって意見を表明する方法を用意することなど、子どもの保護や負担軽減の観点から、代替的な参加手段も含めて検討することが重要です。今申し上げた内容も踏まえながら、今後も取組を継続していただければありがたいと思います。

委員長

ありがとうございました。その他、ご意見いかがでしょうか。

天羽委員

日本は子どもの権利に関する取組について、国際的に見ると決して早い方ではないと認識しております。そうした中で、葛飾区が子どもの権利条例を制定したことについては、法務局としても評価している旨を前回の会議でも申し上げました。

本日、少し早めに区役所へ到着したため、区民ホールなどを見て回りました。子どもの権利条例に関するパンフレットが置かれているか確認しましたが、区民ホールには見当たりませんでした。

一方、4階の子ども関係部署には大人向けのパンフレットが置かれていました。

シールやクリアファイルを作成するなどの周知啓発の取組は非常に良いことだと思います。区職員の説明からも、区が熱意を持って取り組んでいることは伝わっておりますが、多くの方に知ってもらうための第一歩をより大切にする必要があると感じています。

特に、なぜ区民ホールにパンフレットが置かれていないのか疑問に思いました。子ども向けのものを多く置く必要まではないと思いますが、小さなお子さんを連れた保護者が通ることも考えられますので、パンフレットを配置する意義はあると考えます。

また、私はわくチャレの活動などにも関わっておりますが、学校の玄関などにも子どもの権利条例

に関するパンフレットが置かれていない状況です。もし置かれていれば、手に取ってみようと思う方もいるのではないのでしょうか。

大人が従来の価値観のままで子どもの権利について理解を深めることは容易ではありません。そのため、わくチャレ等の機会を活用しながら、子どもの権利や子どもの権利条約について学ぶ研修会や勉強会を実施していただきたいと思います。

私は「子どもの人権メッセージ」の取組に長年関わっておりますが、子どもたちは年々、子どもの権利について学びを深めていると感じています。

法務局でも、子どもの権利条例や子どもの権利に関する学習を各学校に働きかけており、人権擁護委員も学習を重ねています。そのような取組を通じて、子どもたちは毎年着実に学びを深め、その成果が現れていると感じています。

一方で、大人の理解は子どもたちに比べて十分ではない面もあると感じていますので、その点についても支援や普及啓発を進めていただければありがたいと思います。

委員長

大変貴重なご意見だと思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

ご意見をいただいた内容について、お詫び申し上げます。

初めに、区民ホールについてですが、今後、内容の調整を図りながら、より効果的な周知・啓発ができるよう、パンフレットの設置についても対応してまいりたいと考えております。

また、学校にパンフレット等が置かれていない点についてですが、児童には個別に配布しておりますが、学校内でもしっかりと掲示できるよう、今後、教育委員会とも相談してまいりたいと考えております。

次に、わくチャレについてですが、現在、サポーター向けの研修会を実施しております。その中で、委員からご指摘いただいた子どもの権利に関する勉強会や研修会についても実施できないか、現在、わくチャレの所管課と共に検討を進めているところです。

お子さんに身近に接する大人の方々への普及啓発は重要であり、委員からお話があったとおり、子どもとしても大きな課題であると認識しております。

今後も様々な機会を捉えながら、子どもの権利に関する周知・啓発が進むよう取組を進めてまいりたいと考えております。ご意見ありがとうございました。

委員長

ありがとうございました。その他、ご意見いかがでしょうか。

永野委員

ご説明ありがとうございました。様々な取組が着実に進んでいることがよく分かりましたし、前年

度の委員会で出された意見も反映されている様子がうかがえ、大変素晴らしいと感じました。

佐藤委員のご意見と重なる部分もありますが、私からも気付いた点をお伝えしたいと思います。

初めに、子ども向けホームページについてです。子ども向けのページが用意されていること自体は大変素晴らしいと思います。しかし、リンクをたどると最終的には通常のホームページや相談先一覧のページに移行するため、子どもにとっては少し分かりにくいのではないかと感じました。

子どもたちはタブレット端末を活用して自ら情報を調べたり行動したりすることができます。そのため、何か困ったときに、どこへ相談すればよいのかが分かりやすく示されていることが重要だと思います。現在のこえポスが相談機能を担うものではないのであれば、ワンストップでなくても構いませんので、どこの相談先に連絡すればよいのか、どの部署に相談すればよいのかが分かるようになると良いと思います。

また、ホームページを見ている中で「子ども・若者応援ガイドブック」を拝見しましたが、とても分かりやすい内容だと感じました。相談先の情報や子ども食堂などの情報も掲載されており、大変充実しています。こうしたコンテンツが、ホームページ上からもっと分かりやすくアクセスできるようになると良いのではないかと感じました。

現在は「遊び場」のページからガイドブックを見ることができますが、「相談」のページからは見つけにくい状況です。せっかく良い資料があるので、子どもやその家族にしっかり届くような工夫が今後進むと良いと感じました。

もう1点、児童相談所における子どもの参加型会議についてです。

このような取組は児童相談所ではなかなか進みにくいものですので、実際に実施されたことを大変素晴らしいと感じました。実際に1件でも取り組まれたことにより、子どもが自ら意見を述べる主体性や、自分の人生について考える機会につながっていることが伝わってきました。

そのため、あまりハードルを高くし過ぎず、今後も取組を継続していただきたいと思います。また、参加型会議には様々な手法がありますので、その都度適切な方法を選択しながら進めていただけると良いと思います。

さらに、アウトリーチの取組についても大変良い取組だと感じています。アドボケイトによるアウトリーチは、これまでも本委員会で必要性について意見が出続けてきたものだと思います。呼ばれたときだけ訪問するのではなく、「来なくてよい」と言われるまでは定期的に訪問する、いわゆるオプトアウト型の考え方も有効ではないかと思います。一時保護所に定期的に訪問し、遊びの中で関わったり、必要に応じて個別に話を聞いたりできるような取組が進めば、大変意義のあるものになると感じました。

また、第三者委員についてですが、現在は弁護士が関わっており、さらに参加型会議やアドボケイトの取組も始まろうとしています。今後は、それぞれの仕組みをどのように連携させていくのが重要になってくると感じます。

もし現在検討されている内容があれば、第三者委員との関係性も含めてお聞きできればと思います。

初めに、子どもページについてですが、先ほどご指摘いただいた「遊び場・学び場」のページには、「子ども・若者応援ガイドブック」を掲載しております。

当初は居場所の案内という観点から掲載しておりましたが、ご指摘いただいたとおり、相談に関するページにも同様のリンクを掲載することで、子どもたちが必要なときにすぐに情報へアクセスできるようになり、より分かりやすくなるのではないかと考えております。いただいたご意見を踏まえ、ホームページの構成や内容について、今後見直しを進めてまいりたいと考えております。

また、アウトリーチについてですが、令和8年度から実施する予定としており、先ほどご説明したとおり、一時保護所において月4回程度実施することを想定しております。

実際の運用につきましては、4月中に事業者との委託契約を締結し、5月を準備期間として事業者との調整を行った上で、6月から現場での活動を開始する予定です。

一時保護所の子どもたちとの信頼関係を築くことが重要であると考えておりますので、事業者が決定した後は詳細な調整を進めながら、遊びの時間を含めた日常生活の中で関係性を築き、子どもたちの声や困りごとを自然に聞き取ることができるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

第三者委員については、現在も児童相談所で実施しておりますが、今後も引き続き並行して運用していく予定です。

また、それぞれの取組の連携についても、児童相談課とともに検討を進めながら、適切な運用が図れるよう努めてまいります。

第三者委員とアドボケイトによる支援では設置目的は異なりますが、いずれも子どもの権利を守り、子どもの声を適切に受け止めるという共通の目的を有しているものと考えております。今後も子どもたちの意見をしっかりと聞くことができる体制づくりに努めてまいります。

永野委員

先ほどの私の意見に関連して補足させていただきます。

アドボケイトが一時保護所へ入るようになると、子どもたちが声を上げたり、自ら意見を表明したりする場が、より必要になってくると思います。参加型会議についても同様であると考えています。

例えば、他自治体の事例を見ますと、子どもが児童福祉審議会に対して直接申し立てを行う仕組みが活用されており、一定の件数で運用されているように見受けられます。

そこでお伺いしたいのですが、葛飾区においては、子どもが児童福祉審議会へ直接申し立てを行う機会や仕組みについて、現在どのような取組が行われているのでしょうか。

児童相談課長

今後アドボケイトによる支援が開始されることで、より日常生活に寄り添った形で子どもたちの声を聞く機会が増えていくものと考えております。先ほど永野委員及び子ども・若者担当課長からもお話がありましたとおり、子どもたちとの関係性を築きながら、日常生活の中で気軽に話を聞くことができる仕組みは重要であると考えております。

現在も、子どもたちの意見が児童福祉審議会につながる仕組みを設けております。また、児童相談所においても、定期的に子どもたちの意見を聞く機会を設けており、「どのような活動をしたいか」「気になっていることはあるか」といったことについて意見を伺っております。

今後は、こうした既存の仕組みも活用しながら、子どもたちの意見が適切に外部へ届けられるような体制づくりを進めていきたいと考えております。また、アドボケイトによる支援との連携も含め、子どもたちの意見を適切に反映できる仕組みについて引き続き検討してまいります。

永野委員

ありがとうございました。

児童福祉審議会への直接申立てについても、今後、子どもたちから声が上がってくる可能性があると感じています。

子どもたちが意見を表明するための様々なチャンネルが用意されていることは非常に重要だと思います。そして、その中で誰に相談するか、どのような方法で意見を伝えるかということを、大人が一方的に決めるのではなく、本人が主体的に選択できることが本来あるべき姿だと考えています。もちろん、児童福祉司や心理職に相談したいという選択肢は引き続き必要だと思いますが、それに加えてアドボケイトや行政職員など、様々な立場の方と話ができる環境があることも大切だと感じています。

子どもたちが相談先や意見表明の方法を自ら選択できる機会や選択肢が、今後さらに広がっていくことが重要ではないかと思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

子どもたちによる児童福祉審議会への直接の申立てにつきましては、令和6年度に1件ございましたが、それ以降は申立てがない状況でございます。

ただし、今回アドボケイトによる支援が始まることにより、今後は子どもたちが直接児童福祉審議会に申立てを行う機会が増えていく可能性もあると考えております。

そのため、私どもとしても、そのような申立てがあった際に適切に対応できるよう、必要な体制整備を進めてまいりたいと考えております。

永野委員

児童福祉審議会への申立てについては、以前から申立てフォームが設置されており、子どもたちが直接意見を伝えることができる仕組みがあると認識しております。

そのような仕組みは、一つの選択肢として非常に重要だと思いますので、今後さらに活用が進んでいくことを期待しております。

フォームを以前より継続して置いてある実態があると思います。直接話ができますよというところもあって、一つの選択肢として大事になってくると思うので、今後の展開に期待したいと思います。

委員長

ありがとうございました。

私からも、永野委員のご発言に関連して意見を申し上げます。

子どもたちには、様々な選択肢があることを丁寧に伝えていただきたいと思います。

例えば、アドボケイトに関わる場面においても、子どもが話したいときに話すことができる一方で、どのような方法で意見を伝えることができるのかについて、十分な情報を提供していただきたいと思います。

直接話すこともできますし、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、手紙など別の方法で意見を伝えることもできます。また、話したくないときには無理に話さなくてもよいという選択肢もあります。

そのように、自分には様々な選択肢があることを子どもたちが理解し、自ら選べるようになることが大切だと思います。

そうした選択肢を十分に示していただくことについて、ぜひご配慮いただければありがたいと思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

今いただいたご意見をしっかりと踏まえながら、アドボケイトによる取組を進めてまいりたいと考えております。

委員長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

高荷委員

私からは、質問を1点と感想を1点申し上げます。

初めに質問ですが、資料1の2ページ目に掲載されている動画の閲覧数についてです。葛飾区子どものページの閲覧数は比較的多い一方で、同時期に公開されたYouTube動画の閲覧数はそれほど伸びていないように感じました。

この点について、動画の閲覧数が伸びていない要因をどのように分析されているのか、また今後どのような改善策や対策を検討されているのかをお伺いしたいと思います。

次に感想となりますが、資料1の6ページ目に来年度の取組として、学校における子どもの権利に関する学習が記載されていました。私自身も以前から、学校の授業の中で子どもの権利について取り上げていただきたいと思いますと考えておりましたので、非常に楽しみにしております。

実は私にも葛飾区立小学校に通う子どもがおり、どのような授業が行われるのか関心を持っています。

また、私自身、数か月前から子どもが通う小学校で朝の読み聞かせ活動に参加しております。昨年11月の世界子どもの日を踏まえ、11月の読み聞かせでは子どもの権利に関する絵本を2年生の子どもたちに読みました。

その際、絵本は子どもたちにとって受け入れやすく、抵抗感なく話を聞いてもらえる教材であると

感じました。短時間の活動であったため、子どもたちがどのように受け止めたのかまでは確認できませんでしたが、それぞれに何かを感じ取ってくれたのではないかと思います。

子どもの権利については、授業の中でしっかり学ぶことも大切ですが、絵本などを活用しながら、子どもたちが身構えることなく自然に理解できるような工夫も有効ではないかと感じています。

また、そのような手法について職員向け研修等で共有することで、子どもに関わる大人たちも様々なアプローチを学ぶことができるのではないかと思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

初めに、ホームページに関するご質問についてお答えいたします。

委員からご指摘いただいた絵本動画や学習動画につきましては、再生回数がおおむね 1,000 回弱となっており、ホームページ全体の閲覧数と比較すると伸び悩んでいる状況であると認識しております。子どものページ全体の閲覧数は約 82,000 回ありますが、子どもの権利に関するページについては約 4,000 回程度となっており、この差が動画の再生回数にも影響しているのではと考えております。

現在、絵本動画は子どもの権利のページ内に掲載しておりますが、「子どもの権利」というテーマ自体が、子どもたちや保護者にとって少し入りにくく、関心を持って閲覧していただくことが難しい面もあると感じております。

今後は、ホームページの構成や導線をどのように見直していくかという点と併せて、動画そのものの見やすさやアクセスのしやすさについても検討していきたいと考えております。この動画は、子どもの権利について非常に分かりやすくまとめられており、大人が見ても子どもが見ても理解しやすい内容となっております。

そのため、今後はこうした動画の周知方法やホームページ上での見せ方を工夫し、より多くの方に視聴していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

教育指導課 統括指導課指導主任

ただいまご質問いただきました授業の取組についてお答えいたします。

子どもの権利に関する学習については、先ほどお話のあった学習用動画を活用した授業が実施できないかという観点から、学習指導案や指導資料を学校へ示しながら検討を進めております。

ただし、全学年で一律に活用することは難しいと考えており、現在のところ、動画の内容や発達段階を踏まえると、小学3年生から4年生程度が対象として適しているのではないかと考えております。

現時点では実施学年を含めて検討中ではありますが、各学校において、道徳の授業や特別活動等の機会を活用しながら、子どもたちの理解を深めることができる授業を実施できないか検討を進めているところです。また、絵本についてですが、人権に関する本に触れる機会を設けることは大変重要であると考えております。

現在、教育委員会では全ての学校に学校司書を配置しております。そのため、人権週間や東京都の「ふれあい月間」など、子どもの人権について考える機会と連動しながら、関連書籍を集めたコーナーを設置できないかなどについても検討を進めております。

今後は、校長先生方や学校司書とも連携しながら、人権に関する絵本や書籍に触れる機会を充実させ、子どもたちが自然に手に取ることができるような工夫について、令和8年度に向けて検討してまいりたいと考えております。

委員長

ありがとうございました。それでは塩成委員、ご意見お願いいたします。

塩成委員

子どもの権利条例が制定されて以降、権利保障に向けた活動に取り組んできた団体の立場からも、大変喜ばしく感じております。また、説明を伺う中で、子どもたちがその恩恵を受けていることも実感しております。

本日は3点意見を申し上げます。

1点目は、こえポスと子どもからの相談窓口の一本化についてです。以前からお伝えしておりますが、私は子どもからの相談窓口をできる限り一本化できないかと考えております。

こえポスが設置されたこと自体は非常に意義のある取組だと感じています。しかし、現状では、子ども自身が学校の悩みやいじめ、心の悩みなどを自ら分類し、適切と思われる窓口を選んで相談しなければならない仕組みになっています。

実際に子どもたちと関わる中では、自分の悩みがどのカテゴリーに当てはまるのか分からないという場合も少なくありません。

そのため、子どもが安心して意見や相談を伝えられる環境を整えるためには、大人側が連携し、初めに一つの窓口で受け止めた上で、適切な部署につないでいく仕組みが重要であると考えています。すぐに実現することは難しいかもしれませんが、そのような体制を整備していくことは、子どもたちにとって非常に重要な取組になるのではないかと思います。

2点目は、こえポスへの意見投稿件数についてです。

資料を見ると、高校生以上と思われる区分の投稿件数が非常に少ないように見受けられました。私の認識が正しいかどうか確認したいところですが、もし高校生や18歳以上の年代の利用が少ないのであれば、周知が十分に届いていない可能性もあるのではないかと感じています。

小中学生と異なり、高校生以上になると学校配布のタブレット端末等を活用した周知が難しくなる面もあると思います。そのため、この年代への周知について、現在どのような取組や検討を進めているのかお伺いしたいと思います。

私としては、高校生以上の世代にも、こえポスや子どもの権利に関する取組がしっかり届くようになることを期待しております。

最後に、周知啓発についてです。

区では様々なイベントや事業を通じて積極的に周知啓発に取り組まれており、私自身も実際にその様子を拝見し、ご一緒させていただいております。

一方で、今後は周知の効果を確認するためのモニタリングも重要になるのではないかと考えており

ます。

限られた予算の中で周知啓発を進める以上、まだ情報が十分に届いていない層に対して、効果的にアプローチしていく必要があります。

そのためには、「誰が」「どこまで」「どのように」子どもの権利や関連事業を認知しているのかを把握することが重要であると思います。

今後、そのようなモニタリングを実施する予定があるのかも含めてお伺いしたいと思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

初めに、窓口の一本化に関するご意見についてお答えいたします。

こえポスは、子どもたちが個人情報を入力することなく、日頃感じていることや考えていることを気軽に伝えられる場として設置したものでございます。

一方で、区の相談体制としては、いじめ、虐待、学校生活、家庭の悩みなど、それぞれの相談内容に応じた専門の窓口を設けております。そのため、現在は適切な窓口へ案内することで、円滑な相談支援につなげるという考え方で運用しております。

窓口の一本化につきましては、従前からご意見をいただいているところでもありますので、どのような対応が可能かについて、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、資料中の「高校生以上」の区分についてですが、基本的には高校生以上の年代を想定しております。

私どもとしても、高校生以上への周知については課題があると認識しております。保育園、小学校、中学校については区立施設等を通じて様々な形で周知することができますが、高校生以上になりますと、区との接点が少なくなるという現状があります。

そのため、高校生以上の世代に対してどのような方法で周知を行っていくことが効果的なのかについて、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

また、周知のモニタリングについてですが、ご指摘のとおり、どの程度周知が進んでいるのかを把握することは重要であると認識しております。

現在、子どもたちを対象としたアンケートを毎年実施しておりますが、令和8年度は若者も対象に含めて実施しております。これらの結果については、子ども・子育て会議等でも報告させていただいております。

今後も、子ども・若者へのアンケートを活用しながら、子どもの権利や関連施策の認知度、普及状況等について把握し、モニタリングを進めてまいりたいと考えております。

アンケート項目には限りがありますが、できるだけ幅広く情報収集を行い、今後の周知・啓発活動の改善につなげていきたいと考えております。

委員長

これまでも委員の皆様から様々なご意見をいただいておりますし、今回の資料につきましても、これまでの取組を4つの柱に整理した上で分かりやすくおまとめいただいていると思います。

また、前年度の委員の皆様からのご意見も踏まえながら、新たな施策や取組が進められていることも確認できました。

ぜひ委員の皆様におかれましても、引き続きご意見やご質問をお寄せいただき、それらを新年度の取組に反映していただければと思います。

それでは、議題（１）につきましては、ここで終了とさせていただきたいと思います。

皆様、ご協力ありがとうございました。

（２）子どもの参画における新たな取組について

委員長

続きまして、議事（２）子どもの参画における新たな取組についてです。

事務局から説明願います。

事務局

《資料２ 説明》

委員長

ただいまの事務局の説明について、ご質問ですとか、ご意見等いただければと思いますけれどもいかがでしょうか。中野委員お願いいたします。

中野委員

非常に重要な取組が始まろうとしていることについて、大変意義のあることだと感じております。まだ実施前の段階であると理解しておりますが、いくつか意見を申し上げます。

初めに、この取組自体は非常に重要なものであり、ぜひ実現していただきたいと思います。

一方で、取組の位置付けについて少し気になる点があります。この取組は、子どもたちに社会経験をしてもらうための場ではなく、子どもが意見を表明する権利を保障するための場であるということです。その意味では、子ども側ではなく、社会や行政の側に責任がある取組であると考えています。

したがって、新しい取組を付け加えるというよりも、本来保障されるべき子どもの権利を実現するために必要な取組を始めるという認識を持つことが大切ではないかと思います。

子どもが意見を表明することは、大人が許可するものではなく、もともと子どもが有している権利です。その視点に立って取り組むことが非常に重要であると考えています。

また、せっかく取組を始めるのであれば、「意味のある参加」にさせていただきたいと思います。子どもたちが会議に参加し、意見を述べる経験をただけで終わってしまうのでは十分ではないと感じています。

対話の機会を設けることは大切ですが、そこで出された意見がどのように扱われるのか、どこまで反映されるのかを明確に示す必要があります。

参加する子どもたちに対しては、会議で何が決められるのか、どの範囲まで意見が反映されるのか

をあらかじめ説明しておくことが重要だと思います。

意見をたくさん出したにもかかわらず、その後何も変化が見えなければ、「意見を言っても意味がない」と感じてしまう可能性があります。そのため、誰が意見を受け取り、どのように検討し、何が実現できるのかを丁寧に示す必要があると思います。

例えば、新しい学校をつくってほしいという意見が出たとしても、すぐに実現できるものではありません。予算や制度上の制約もありますので、あらかじめ実現可能な範囲や意見が届く範囲を示しておくことが重要だと考えます。

子どもの参加に関する考え方については、国や関係機関から様々な資料や考え方が示されておりますので、そうしたものも参考にいただければと思います。

せっかく始める取組ですので、ぜひ実りあるものになってほしいとの思いから申し上げました。

また、配慮事項として、子どもたちへの説明の仕方も重要であると思います。大人向けの言葉をそのまま用いるのではなく、子どもたちに分かりやすい言葉に置き換えながら説明していく必要があります。そのための準備も十分に行うことが大切だと思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

今いただいたご意見のとおり、子どもたちに集まっていただき、様々な意見交換を通じて、日頃感じていることや考えていることを自由に発言していただきたいと考えております。

また、子どもたちに過度なプレッシャーを与えない形で運営することも大切であると考えております。

一方で、子どもたちから出された意見や、会議の中で整理された考え方については、しっかりとフィードバックできる仕組みを設けたいと考えております。具体的には、子どもたちからいただいた意見について、その後どのように検討したのか、どのような対応を行ったのか、あるいは今後どのような取組につなげていくのかといった内容を、子どもたちにしっかりお伝えできるよう現在検討しているところです。資料には記載しておりませんが、先ほどご説明したとおり、夏休み期間中に複数回の開催を予定しております。

また、そこでいただいた意見を踏まえ、区としてどのような取組に反映したのか、あるいは今後反映していく予定なのかといったことについても、来年度の子どもの権利委員会の場合などを活用しながら、子どもたちにもお伝えできるような流れをつくっていきたいと考えております。

さらに、先ほど申し上げた子ども家庭庁のファシリテーター派遣事業も活用していきたいと考えておりますが、併せて区職員自身も準備を進めていく必要があると考えております。

子どもたちができるだけ気軽に意見を述べることができる環境づくりについては、今後もしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

中野委員

ありがとうございました。

準備を丁寧に進めることは非常に重要だと思いますので、ただいまお話しいただいた内容について、

ぜひ進めていただきたいと思います。

確認ですが、この取組は任意参加という理解でよろしいでしょうか。参加を希望する子どもたちが参加する形を想定されているという認識で間違いないでしょうか。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

現在想定しているのは、基本的には区内に在住している子どもたちに対して広く募集を行い、その中から参加を希望する子どもたちに参加していただく形でございます。

中野委員

例えば、公園をテーマとした会議を開催する場合には、そのテーマに関心のある子どもたちを募集することになると思います。

また、会議を実施する際には、子どもたちの発言への配慮も重要になると考えております。実際に会議を進めてみると、子どもたちが想定以上に多くの意見を述べることも十分考えられます。そのため、大人側が過度に誘導したり制限したりするのではなく、子どもたち自身が持っている「話す力」や「考える力」を信じることも大切ではないかと思えます。

委員長

今のご質問に関連してお伺いしたいのですが、ご説明の中で、今回の子ども会議の対象年齢として中学生頃を想定しているとお話があったかと思えます。意見交換の場に参加してもらうのであれば、必ずしも中学生に限定する必要はないようにも感じましたが、参加対象年齢を設定することについて、何かお考えや理由があればお聞かせください。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

子ども会議の参加対象年齢につきましては、委員の皆様のご意見も踏まえながら決めていきたいと考えております。

先ほど中学生を想定していると申し上げたのは、小学生の場合、意見を表明することや会議の場で発言することに難しさがあるのではないかと考えたためです。一方で、中学生であれば、子ども会議のような場でも比較的意見を表明しやすいのではないかと考えております。

ただし、小学生が適していないということではございません。例えば、小学校1年生から3年生までは難しい面もあるかもしれませんが、4年生以降であれば対象として考えることもできるのではないかと考えております。

現時点で参加対象年齢を決定しているわけではありませんので、委員の皆様からいただくご意見も踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

委員長

留意事項についてですが、やはり事前準備は非常に重要だと感じております。テーマを設定し、そ

のテーマについて意見をいただく場合であっても、小学生、中学生、それ以上の年代では受け止め方や感じ方が異なりますし、出てくる意見も当然異なると思います。そのため、年齢だけで区切っていくことは、必ずしも容易ではないのではないかと感じました。どの年代の子どもであっても、自分の意見が大切にされることを理解してもらうことが、子ども会議の重要な役割の一つだと思います。

そのため、可能な限り幅広い子どもたちが参加できるよう、様々な配慮や工夫をしていただければありがたいと思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

今いただいたご意見を参考にしながら、子ども会議の対象年齢については、あまり限定し過ぎない形で取組を進めていきたいと考えております。

委員長

それでは、佐藤委員お願いいたします。

佐藤（あ）委員

貴重な取組が始まると伺い、大変期待しております。

その上で、先ほど中野委員がお話しされていたとおり、この取組は子どもの権利を保障するためのものであり、その分、実施する側の責任も大きくなると思います。

特に重要なのは、この場で表明された子どもたちの意見を、実際にどのように施策や取組へ反映していくのかという点です。

その観点から考えると、この子ども会議と子どもの権利委員会との関係性をどのように構築していくのかについても検討が必要だと思います。

例えば、この委員会の委員の一部が子ども会議に参加する方法や、反対に子ども会議に参加した子どもたちがこの委員会に参加する方法など、両方の場がつながる仕組みも考えられるのではないかと思います。

また、もう1点、会議で出された子どもたちの意見の記録方法についてお伺いします。

子どもたちの意見をどのように記録するのか、また事務局の判断でどこまで整理や修正を行うのかについては、慎重に考える必要があると思います。できる限り子どもたち自身の言葉をそのまま残すことが重要であると考えています。

一方で、子どもたちの意見が記録として残ることに不安や負担を感じる場合もあると思います。そのため、自分の発言の取扱いについて選択できる仕組みを設けるなど、十分な説明や手続を行うことも必要ではないかと考えます。記録の方法や情報の取扱いについては、様々な配慮や責任が伴うと思いますので、慎重に検討していただきたいと思います。

委員長

ありがとうございます。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

ご指摘のとおり、子ども会議を実施するに当たっては、大人側にも相応の責任があるものと考えております。

子どもの権利委員会委員の参加についてですが、当然ながら子ども会議の開催については委員の皆様にお知らせしたいと考えております。ただし、現時点では、子ども会議そのものに委員の皆様の参加を必須とする形は想定しておりません。

一方で、子ども会議で出された意見については、しっかりと取りまとめを行い、例えば来年3月頃に予定している子どもの権利委員会において、子どもたちにも実際に参加していただくことを考えております。

子ども会議で出された意見や議論の内容が、区の事業や施策にどのように反映されたのか、あるいは今後どのように活用していくのかについて、参加した子どもたちにフィードバックできる形で進めていきたいと考えております。

また、子どもたちの意見の記録方法についてですが、ファシリテーターの役割は非常に重要であると考えております。

そのため、職員もファシリテーターと十分に連携しながら、子どもたちの意見を適切に記録できるよう配慮してまいります。

加えて、委員からご指摘があったように、「この発言は残してほしくない」などの意向についても、事前にしっかり説明を行いながら、意見表明しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

委員長

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

それでは、高沢委員お願いいたします。

高沢委員

これまでの資料や説明を伺い、子どもたちが抱えている悩みや課題について丁寧に取り組まれていることがよく分かりました。今回の子ども会議についても、ぜひ進めていただきたいと思っております。

一方で、委員の皆様からのご意見があったように、実施する側がしっかりと受け止める体制を整えることが重要だと思います。対象年齢についてですが、中学生を中心に考えることには一定の理解があります。ただ、私の子どもも中学生ですが、中学生になると部活動や夏期講習などで夏休み期間の予定がかなり詰まっていることも多く、参加したい気持ちがあっても参加が難しい場合もあるのではないかと感じています。

また、会議への参加方法についても工夫が必要だと思います。対面だけではなくオンライン参加を取り入れるなど、子どもたちが参加しやすい環境を整えることも大切ではないでしょうか。

さらに、小学生が参加する場合を考えると、中学生や高校生と一緒に場で意見を述べることに難しさを感じる子もいると思います。そのため、年齢に応じたグループ分けや運営方法についても検討が必要ではないかと感じました。会議の形式についても、いわゆる会議室での話し合いだけでなく、子どもたちがより自然に意見を言える環境づくりを考えていただければと思います。

また、子どもたちの意見を記録する際についても、発言をそのまま残すだけでなく、趣旨を整理しながらまとめることも必要になるのではないかと感じています。

最後に、仮に当面は中学生を中心に実施するとしても、小学生の段階から授業などを通じてこのような取組があることを知り、「将来自分も参加できる」というイメージを持てるようにしていただけると、より参加しやすくなるのではないかと感じました。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

今いただいたご意見につきましては、私どもとしても重要な視点であると認識しております。

小学生を対象に含めるかどうかについては、対象年齢を広くし過ぎても難しい面がありますし、逆に限定し過ぎることに課題があると考えております。

今後、対象年齢の考え方について整理しながら検討を進めてまいりたいと思います。

ただ、一つ申し上げられることは、子どもたちが話しやすい環境の中で、自分の考えや意見を素直に表現できることを最も大切にしたいと考えております。

そのため、先ほどからお話ししておりますファシリテーターとも十分に相談しながら、どのような形であれば子どもたちが意見を言いやすいのかという点を重視して、事業の実施方法を検討してまいります。

今回が初めての取組となりますので、しっかり準備を進めながら、着実に実施していきたいと考えております。

委員長

ありがとうございました。

高荷委員

私自身、この取組が始まることを大変うれしく思っており、楽しみにしております。

私からは1点申し上げます。

私は普段、人事の仕事をしており、制度を検討する際に社員の意見を聞くことがあります。その中で感じるのは、意見を積極的に発言できる人がいる一方で、考えは持っていたとしても発言できない人もいるということです。

これは子どもたちについても同様ではないかと思います。子ども会議に参加する子どもたちは、自分の意見を持ち、それを伝えることができる子どもたちである場合が多いと思います。しかし、会議に参加していない子どもたちの中にも様々な思いや意見があるはずです。

そのため、子ども会議で出された意見を大切にすることはもちろんですが、それ以外の子どもたち

の意見についても、例えば Web アンケートなど、別の方法を通じて把握できるようにしていただきたいと思います。

同じテーマについてであっても、様々な方法で意見を表明できる仕組みを用意しておくことが大切だと考えております。

また、子ども会議に参加する子どもたちに対しても、その会議で出された意見だけで全てが決まるわけではなく、会議に参加していない子どもたちの意見も含めて総合的に検討されることを、あらかじめ説明しておくことが必要ではないかと思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

おっしゃるとおり、会議に参加できない子どもたちの思いや意見も非常に重要であると考えております。

そうした意見をどのような形で把握し、子ども会議での議論と併せて施策へ反映していくことができるのかについては、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

貴重なご意見をありがとうございました。

委員長

ありがとうございました。それでは、塩成委員お願いいたします。

塩成委員

子ども会議の取組について、葛飾区でも実施されることを大変関心を持って伺っておりました。

私自身、こども家庭庁が実施している子ども会議にも関わらせていただいておりますが、国の政策や事業は、子どもたちの日常生活からすると距離があるテーマになることが少なくありません。

一方で、子どもたちからは、公園や地域での過ごし方など、日常生活に密接に関わる悩みや困りごとが多く寄せられます。そうした声をどのように施策へ反映していくかについては、国においても課題となっており、自治体との連携も含めて様々な検討が行われています。

そのような中で、自治体が主体となり、子どもたちの生活に身近なテーマについて直接声を聞くことができるという点で、この取組は非常に魅力的で意義のあるものだと感じています。

また、これまで子どもの権利委員会には子どもたちが直接参加する機会はありませんでしたが、今後、子どもたちの意見を取り入れる仕組みが公的な取組として位置付けられていくことも重要であると感じています。

委員の皆様から出されたご意見には私も大変共感しておりますが、その上で一点申し上げますと、国の子ども会議に関わる中で感じていることの一つに、参加する子どもたちとの期待値の共有があります。

子ども会議で出された意見がどのように反映されるのかについては、子どもによって認識が様々です。自分の意見がそのまま実現されると考える子もいれば、話を聞いてもらえればよいと考える子もいます。

そのため、会議に参加する前の段階で、この会議がどのような場なのか、出された意見が何にどのように活用されるのか、どのようなフィードバックがあるのかを明確に説明することが非常に重要だと思います。

参加する子どもたちの期待と実際の運営との間にずれが生じると、「参加した意味がなかった」と感じてしまう可能性もあります。

先ほど佐藤委員からもお話がありましたが、子どもたちの意見がどのように活用されるのか、フィードバックの方法も含めて事前に整理し、分かりやすく伝えることが必要だと感じています。

また、このような会議に参加する子どもたちは、意見を伝えること自体に意欲を持って参加する場合が多いと思います。そのような子どもたちにとっては非常に良い機会になると思います。

一方で、意見表明そのものにはそれほど関心がなくても、「何となく面白そうだから参加してみたい」と思えるような場になれば、より多くの子どもたちが参加しやすくなるのではないかと思います。

公的な会議としての要素を持ちながらも、参加すること自体が楽しいと思えるような工夫についても、ぜひ区と一緒に考えていければと思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

ご意見ありがとうございました。

今ご指摘いただいた、事前に子どもたちへ意見の反映方法やフィードバックの仕組みについてしっかり説明することは非常に重要であると認識しております。

子どもたちに対して、この会議で出された意見がどのように扱われるのか、どのような形でフィードバックが行われるのかについて、丁寧に説明できるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

また、会議の運営方法につきましても、引き続き委員の皆様と情報交換しながら、より良い制度となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

委員長

それでは、ご意見がないようですので、議題（２）「子どもの参画における新たな取組について」の審議を終了いたします。

3 閉会

委員長

本日は、円滑な議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

また、本日をもちまして、今期における子どもの権利委員会は最後の開催となります。

委員の皆様から様々な貴重なご意見をいただき、多くのことについて考え、議論を深めることができましたことは、大変有意義な機会であったと感じております。

子どもたちとともに考えながら取組を進めていきたいという思いのもと、委員の皆様から多くのご意見やご助言をいただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

これまでのご協力に心より御礼申し上げます。

本当にありがとうございました。